

## OEM レンタルサーバサービス約款

### 第 1 条 (約款の適用)

1. この OEM レンタルサーバサービス約款 (以下、「本約款」といいます) は、株式会社ミライコミュニケーションネットワーク (以下、「当社」といいます) が提供する OEM レンタルサーバサービス (以下、「OEM サーバサービス」といいます) に適用されるサービス別約款です。
2. OEM サーバサービスの利用者は、当社の定める基本約款および本約款を遵守するものとしてします。

### 第 2 条 (用語の定義)

1. 本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	定義
契約者	OEM サーバサービスの当社との直接の契約者
再販	サーバ資源を特定多数の方へ有償にて貸与、再販すること
エンドユーザー	契約者が再販先としてサービス提供する際の利用者、または本サービスの一部または全部を利用する契約者以外の者

### 第 3 条 (料金等)

1. OEM サーバサービスの料金は、ホームページ上で公開する別表または当社から契約者宛に発行する見積書 (有効期限以内に限り) のとおりとします。
2. OEM サーバサービスの支払方法および支払期限は、URL [https:// mrs.mirai.ad.jp /payment](https://mrs.mirai.ad.jp/payment) のとおりです。

### 第 4 条 (サービス内容)

1. OEM サーバサービスは、契約者が再販 (サーバ資源を特定多数の方へ有償にて貸与、再販すること) を行うことができます。
2. エンドユーザーが利用できるサーバサービス、および契約者がエンドユーザーに対して行うべき事項は「OEM サーバサービス仕様書」のとおりです。

### 第 5 条 (法に則った運用の義務)

1. 契約者は、再販するにあたり、電気通信事業役務の提供元となり、電気通信事業法に則った運用を行う義務を負います。
2. 契約者は、再販を行わない場合は、当社へその旨を記入 (または入力) することにより届け出るものとしてします。再販を行わない契約者は第 1 項の義務は免除されます。

## 第 6 条 (ドメイン)

1. 契約者またはエンドユーザーが独自ドメイン名を取得している場合は、そのドメイン名を契約サーバで利用することができます。
2. 契約者またはエンドユーザーが独自ドメイン名を保有していない場合は、当社が保有するドメイン名のサブドメイン名を用いることができます。

## 第 7 条 (DNS サーバ)

1. 独自ドメイン名を用いる場合は、当社指定の DNS サーバをご利用いただきます。
2. 当社指定以外の DNS サーバを利用する場合は、利用できるサービスが制限されます。

## 第 8 条 (ID およびパスワードの管理)

1. 契約者は、当社が発行する ID およびパスワードを契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。
2. 契約者は、契約者がエンドユーザーに発行する ID およびパスワードをエンドユーザーに厳重に管理するよう定期的に注意勧告を行うものとします。
3. 当社は、当社が発行した ID およびパスワード、ならびに契約者がエンドユーザーに発行した ID およびパスワードが不正に使用されたことにより契約者およびエンドユーザーに生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第 9 条 (データ保証)

1. 当社は、契約サービスのサーバ内に記録されている全ての電磁的記録の保全について一切の保証を行いません。

## 第 10 条 (安全性及び有効性)

1. 当社は、契約サービスのサーバにおいて利用可能な、OS、ソフトウェア等について、その安全性、正確性、有用性及び適法性を保証しません。

附則

2019 年 6 月 3 日制定